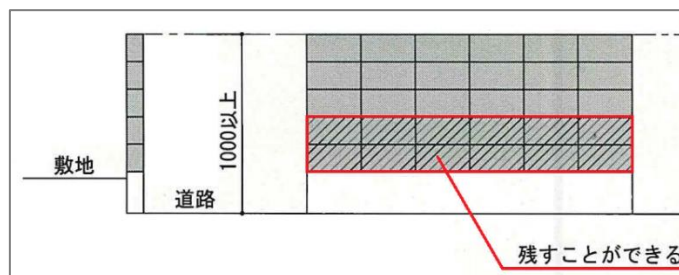


注 意 事 項

申請前に、必ずお読みください

- (1) この補助金制度は、ブロック塀等の除却に適用されます。
- (2) すでに契約済の工事や除却済のブロック塀等は補助の対象になりません。
- (3) 交付決定前に業者契約や除却工事を行わないこと。
- (4) この補助金によるブロック塀等の除却は、同一画の土地は一度のみです。
- (5) 同一敷地で 2 面道路等であっても、申請は 1 回のみです。
- (6) 事業が完了して 20 日以内、または当該年度の 2 月末日までのいずれか早い日までに完了報告書を提出すること。
※完了報告には、除却工事費の領収書の写し、除却途中、除却後の写真が必要です。
※完了報告書には、交付申請書と同じ印鑑を押印してください。
- (7) 補助対象箇所のブロックは原則、すべて除却してください。
※やむを得ず残すことができる範囲は、最低 2 段までです。



- (8) 土留めを兼ねているブロックは、すべて除却してください。

